

令和 7 年第 1 回美祢市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 1 月 1 6 日(木) 午後 2 時

2 場 所 美祢市民会館 2 階 大会議室

3 出席農業委員

議長	山本 正二		
1 番	武藤 康志	2 番	伊藤 新司
4 番	井町 哲	5 番	伊藤 美和子
8 番	前田 孝治	9 番	中嶋 友之
1 1 番	石田 健治郎	1 2 番	中嶋 誠
1 6 番	高見 清	1 7 番	村上 浩一
1 9 番	山本 正二		

4 欠席農業委員

7 番	倉増 知	1 3 番	安部 好恵	1 5 番	馬屋原 眞一
-----	------	-------	-------	-------	--------

5 出席推進委員

佐藤 和美	岩山 澄男	松田 孝子
山田 孝治	野上 武史	永嶺 達也
松田 康浩		

6 事務局

事務局長	河野 哲広	副主幹	井村 光敬	主査	柳井 信吾
------	-------	-----	-------	----	-------

事務局	午後 2 時開会
議長	互礼。 それでは只今より令和 7 年第 1 回総会を開会いたします。 本日の出席委員 19 名中 16 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。 ちなみに欠席委員は倉増委員、安部委員、馬屋原委員となっております。 それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは 4 番 井町 哲委員、14 番 岸 英法委員。よろしくお願いいたします。 それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	9 件朗読。 農地法第 3 条許可申請 9 件について、説明します。 1 件目、資料 1 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。本件について、譲渡人は申請地を相続しましたが、市外に住んでおり耕作が困難であるため、元々申請地を耕作している譲受人に売却することになりました。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。 2 件目、資料 2 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。1 件目の●●さんと同じ方です。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は申請地を相続しましたが、市外に住んでおり耕作が困難であるため、譲受人に売却します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。 3 件目、資料 3 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は市外に住んでおり耕作が困難であるため譲受人に申請地を売却します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。

4 件目、資料 4 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人が遠方に住んでおり農地の維持管理が困難であるため譲受人に申請地を贈与します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。

5 件目、資料 5 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は遠方に住んでおり、農地の管理が困難であり、現在この農地は譲受人が理事を務める法人が中間管理機構を通して借りて耕作しています。この土地を譲受人が取得し、引き続き同法人で同条件で借りて耕作をします。底地権者が変わる形になります。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。

6 件目、資料 6 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は自身による耕作が困難であり、また子どもが県外にいるため、申請地を譲受人に贈与します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。

7 件目、資料 7 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。6 件目以降譲受人はすべて同一の方です。譲渡人、●●●●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。元々譲渡人の親族が申請地を耕作していましたが、その方が亡くなったため譲渡人がこの土地を相続しました。自ら耕作することが困難であるため、譲受人に売却します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。

8 件目、資料 8 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は 7 件目の譲渡人と同居の親族で、申請地も隣になります。先ほどと同じく元々耕作していた親族が亡くなり、相続した農地を自ら耕作することが困難であるため譲受人に売却します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。

9 件目、資料 9 をご参照ください。譲受人、●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は高齢で耕作が困難であるため、譲受人に売却します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。

以上でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
武藤委員	1 番の武藤です。さる 1 月 8 日、村上委員、山本会長、事務局 2 名、私武藤、それにそれぞれの担当地区の推進委員さんと共に現地調査を実施してきました。では報告いたします。 3 条案件ということで全部耕作について調査いたしました。各農地につきましては資料を見てご確認ください。 まず 1 番から、●●●●●、●●さんという方です。●●さん宅近くの畑を調査いたしました。管理状態は適正に管理されておりまして、新たに農地を取得しても問題ないと感じました。 2 番、●●●●●、●●さん。調査場所、こちらも●●さん宅近くの畑を調査いたしました。適正に管理されておりまして、新たに農地を取得しても問題ないと感じました。 3 番、●●●●●、●●さん。こちらも●●さん宅近くの農地を調査いたしました。適正に管理されておりまして、新たに農地を取得しても問題ないと感じました。 4 番、●●の●●さん。調査場所は●●●●●集落の山の方にある圃場を調査いたしました。適正に管理されておりまして、新たに農地を取得しても問題ないと感じました。 5 番、●●●●●、●●さん。調査場所は●●さん宅近くの畑を調査いたしました。現在野菜等の作付けはありませんでしたが、綺麗に整備されておりまして、今後ブルーベリー等を植える予定とのことでした。また取得された農地も●●●●●●で、対処されておりまして、新たに農地を取得しても問題ないと感じました。 続きまして 6 番から 9 番、譲受人が同一人物ですんで一括してご説明いたします。●●●●●、●●さん。こちらも●●さんのお宅の隣にあるナシ畑を調査いたしました。適正に管理されておりまして、新たに農地を取得しても特に問題はないと思います。 以上 9 件、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
岩山推進委員	大田の推進委員の岩山です。武藤委員が言われた通り、特段追加することはございません。審議の程よろしく願いします。
松田康浩推進委員	別府推進委員の松田です。3 番目の●●さんの件でございますが、ナシ畑を管理されておりまして問題はありません。審議の程よろしく願いします。

野上推進委員	推進委員の野上と申します。先程武藤委員のご説明の通り、よく管理されておりました。問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
佐藤推進委員	推進委員の佐藤です。5番の●●さんの件ですが、武藤委員の説明の通り別段問題はありません。よろしくお願いします。
永嶺推進委員	最後の●●さん、4件ございました。この土地は既に借りられてきちんと管理をされております。問題はありません、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。私の方から1件ほど補足しておきます。 ●●●●さんの件は先月現地調査が出ておまして、その時に●●さんが前回取得した土地の中に倉庫が建っておりました。ここが畑になっていましたんで、きちんと申請をやり直してくださいということで申請を、現況証明が後で出てまいりますけれど現況証明が出ております。その後また追加で先月3条が1件出ています。最初の時3件出ていて、先月追加で1件出たんで。●●さんの案件が5件になっております。補足しておきます。 委員の皆さんより何かご意見ございませんか？ よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第4の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

事務局	1 件朗読。 農地法第 4 条許可申請書 1 件について説明します。資料 1 0 を参照ください。 所在地●●●●●●●●、申請人●●さん。昨年 1 0 月に農地除外で出た案件なんですが、参考資料 1 0－3 の位置図で場所を見ていただければと思います。場所が 2 か所に分かれてましてどちらも元々梨園だったんですけど、現在病気予防のため木が全部切ってあってこれから山林として管理するために植林をします。本件は農用地区域内農地ですので、除外完了後の許可となります。総会後に常設審議委員会で意見聴取します。 以上でございます。ご審議の程お願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
武藤委員	1 番武藤です。議案第 2 号で、4 条の許可申請でございます。 ●●●●●●●●さんの農地ですね、現在休耕している農地にヒノキを植林するための申請です。こちら説明ありましたが高齢のため維持管理が難しくなり、今後は植林をすることで山林として管理していきたいということです。現地に行った所感ですが山沿いの畑で高低差もあり、道を挟んで農地があるだけで他に影響はないと思われます。転用を許可しても問題はないと感じました。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。 地元委員の方、補足説明がありましたらお願いいたします。 欠席ですか。 前回農振除外の時も見たんですが、全く同じところを見ているんですが。位置図の 1 0－3 の赤丸の下所、●●●●●●の側は道路のすぐ側に見えますが間に廃墟となって倒壊した家があります。軽トラがギリギリ入るくらいの道が奥まであります。その道入ってつきあたったところにブロック塀があると思って見てたんですが、実際にはブロック塀じゃなくてナシ消毒用の水槽で中に水が溜まっているものがありました。本当に山に隣接しておりまして、別に問題はないと考えます。武藤さんが言われた通りじゃないかなと思います。植林も植林後も森林組合にお願いするってことでございます。 委員の皆さんより何か質問ありましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？

委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成、よって議案第2号は常設委員会に送付いたします。 それでは議事順位第3、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請3件について説明します。 1件目、資料11を参照してください。所在地は●●●●●●●●、転用面積3973㎡、申請人、●●●●●●●●。申請地は●●●●から●●●に沿って南に約400mくらい進んだ所にある農用地区域内農地です。申請者は●●●●に本社を置く●●●●●なのですが、●●●の南部エリアで災害工事を請け負った際に残土資材置場になる土地が無く、そういった土地が必要ということでの転用申請になります。本件については農用地区域内農地であること、また3000㎡を超える転用であるため、常設審議委員会に意見聴取します。許可は農振除外完了後となります。 2件目、資料12を参照してください。所在地●●●●●●●●、転用面積2,112㎡、申請人、●●●●●●●●。申請地は●●●●●●線沿い●●●●●●付近の●●●●●●とかがあるあたりなのですが、●●●●●●から●●を挟んで反対側の宅地の裏にある農地になります。申請地は第1種低層住居専用地域内であり、3種農地となります。太陽光発電施設として使用予定です。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 3件目、資料13を参照してください。所在地●●●●●●●●、転用面積1,421㎡、申請人、●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●近くの●●●●●●の交差点から●●●●●●方面に向かって進むと、●●●●●●●●のちょっと先で道が二手に分かれています。そこを右折しますと右側に●●●●●●、左手に●●●●●●っていう●●●●●●があるところです。その辺りで道路の右手側の小路に入ってすぐの

	ところにある集落の農地になります。申請地は第1種低層住居専用地域であり、3種農地となります。太陽光発電施設として使用予定です。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。
武藤委員	はい、1番武藤です。 議案第3号 5条の許可申請となります。 まず1番、●●●●●●●●、●●●●さんが資材置場、駐車場等にするための申請です。場所は先程事務局で説明があった通りです。理由は受注工事の増加により現在の資材置場が手狭になっているということでした。実際現地に行ってみての所感としては、現在休耕している圃場にして近隣も大部分が休耕状態で、当該農地は一番端の田んぼで道に面しています。ただ道路よりかなり低いので盛り土をして利用したいということでした。また農地のほぼ中央に溝があるんですが、そちらの水路も整備されているということです。他の農地を仮にまた作ろうとなった時にも影響はないものと思われます。よって転用を許可しても問題はないと感じました。 続いて2番目です。●●●●●●●●。こちら事務局ご案内の通りの場所ですが、特に周りの農地に影響はないと思われます。周辺に家とかありましたんで、説明会を開催されたとのことで近隣の方も了解済みとのことです。転用を許可しても問題はないと感じました。 3番目、●●●●●●●●。こちらは周りがほぼ宅地にして、他の農地と言ってもここしかないような感じでした。周辺の住民の方には説明済みということです。転用を許可しても問題はないと感じました。 以上3件、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
佐藤推進委員	地元推進委員の佐藤です。ただいま武藤委員から説明がありましたように、当該地は毎年現地パトロールの対象地になっているぐらい耕作放棄地で荒れておりまして、今回の申請は転用されても何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

山田推進委員	伊佐地区の山田です。2番につきましては、委員の言われたように問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
委員	3番休みです。
議長	●●の2件どちらも昔私作っていた田んぼです。で●●のほうは一昨年まで田植えから稲刈りまで皆私がやってました。●●さんって方の土地でございます。この田んぼを作らないようになった原因は、堤から田んぼまで4～500mあるんですが、水路を管理する人はこの下にもう2つ田んぼがあるんです。●●さんはもう80を超えておられまして、堤の溝の掃除も栓を抜くのも限界でというのがおとしの話でした。どうされるのかなと思ってたら、行ったら綺麗にすいてありましたのでこれで手が切れたと喜んでるなと思って帰りました。田んぼが減るのに農業委員会の会長が良かったと思うこと自体いけないのかもしれませんが、それが今の農業経営者の現状じゃないかと考えております。よろしく審議をお願いします。 それでは委員の皆さんより何かご質疑ありましたらお願いいたします。 どうぞ。
委員	1番ですけど、4反くらいあるんですよね。一時転用ではなくずっと使いたってことなんでしょうけど、今の説明だと耕作放棄状態なんですよ？分かりました。 それと一つ教えてほしいんですが、この図面の赤い所リョクショウタイとか書いてある。これ要は荒れてるってこと？何か特別なあれになってるわけ？隣は図面見ると山に隣接してる。道がある。
事務局	この赤い所の向こう側が道になっていて、今は手前に道というか人が通れるくらいの広さの道しかないですね。多分作った後にこれぐらいの道を作られるっていうことで書かれているんだと思います。
委員	なるほど。
事務局	その赤い所は今の申請地ではなく、藪というか森というかが一部だけ残っているという状況でございます。
委員	分かりました。

議長	他にございませんか？ 無いようでしたら採決に移りますが、よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。 議案第3号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は1番については常設委員会に送付し、2番3番につきましては原案の通り決定をいたします。 それとすみません、さっきも1件4条のところにもありましたけれど、4条の1番と5条の1番につきましては農振地域除外後施工といたしますと下にカッコ書きをつけて常設に送らせていただきます。 まだ除外申請が日にちが無いので異議なし回答したからってんで、4条も5条も申請が出ていますので、これは本当にきちんとした許可が出てから着工するということでございます。
事務局	それでは続きまして議事順位第4 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。 9件朗読。 合意解約9件について報告します。 1番ですが、貸し手借り手両方●●さん。ご近所ということで。使用貸借、契約内容、解約合意日、引き渡し日については備考欄の通りとなります。 2番3番、●●さんと●●さんの間で機構を通して賃貸借をしておりましたが、備考にある通り合意解約となります。 4番と5番、この●●さんは同居の親族でして、借受人の方も同じ方です。契約内容、解約合意日、引き渡し日については備考欄の通りとなります。

	6 番、●●さんと●●さんですが、3 条で申請がありましたその為の解約となります。 7 番、●●さんと●●さんの解約です。内容については備考の通りです。この件なんですけど●●さんの親族の方が去年亡くなられてまして、認定農業者でかなりの農地を借りていたんですが、継続して管理することが難しいということで合意解約が今後順次出てくるということです。 8 番、●●さんと●●●●●●●●●●の間の貸借の解約です。●●が山に近い所の農地を貸付人に返しているということで、その解約だと思います。その他の内容については備考にある通りです。 9 番、貸付人借受人両方●●さん。賃貸借です。期間については備考にある通りです。 以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。6 番については●●さんの3 条での売買による所有権移転による解約ですけど、他の件について次の耕作者はどうなってますか？
事務局	把握は出来てないです。
議長	把握できてないって担当の委員さんには報告してるわけ？
岸委員	2 番については次の耕作者決まってます。
議長	1 番は。
委員	●●さんの家のすぐ下で、割といい田なんですけど●●●●さんはもう9 0 になられます。聞いてないですね。
議長	次を探す方向でお願いします。 はい、3 番。
岸委員	機構を通してだから2 番3 番がセット。

議長	すみません。4番、●●。
委員	聞いておりません。
議長	●●さんの件、分かりませんか？
委員	分かりません。
議長	はい、5番。5番も●●さんだな。
委員	これ●●の家の、●●●●のお父さんとお母さんのところです。
議長	ああ、そうなんだ。7番。
委員	なかなか難しい。現時点でこの田んぼ埋まるかで。●●さんが畑として使われたと思いますんで、難しいと思います。
議長	●●さんっていったら昔農業委員してた●●さんよね？
委員	そうです、はい。
議長	8番。
岸委員	8番は元々再委託ということで●●さんが耕作されてました。今後も解約はするけど●●さんが自作で耕作されるものと思ってます。
議長	はい、ちょっと確認だけお願いします。 9番。

委員	これは●●●●さんの土地で、今売りに出してます。
議長	はい、分かりました。ありがとうございます。 合意解約出たら事務局、すみませんけど担当委員さんの所には、解約が出たから次の耕作者を捜してほしいという連絡だけはしてください。じゃないとこのまま置いてたら皆遊休農地になりますんで。お願いします。 他に何かご意見ありませんか？ 特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 現況証明願いの提出が3件ございましたので、説明いたします。 1件目、参考資料14をご参照ください。先ほど会長から話があった倉庫が建っていた場所を整理するためのものなのですが、大体6m×8mくらいの古い倉庫が建っております。●●さんの前の所有者がおそらく建てられたということです。 2件目、資料15をご参照ください。申請地は約40年耕作放棄され、現在はササや雑木が林立する原野と化しています。 3件目、資料16をご参照ください。申請地は2か所に分かれています。1か所目、資料16-3の位置図、16-4の航空写真を参照ください。申請人の自宅から道を挟んだ反対側に、昭和51年から倉庫が建っております。2か所目ですが、資料16-3の位置図、16-5の航空写真を参照ください。山の中に農地がありましたが、20年以上耕作放棄され現在は原野と化しています。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
武藤委員	1番武藤です。農地の現況証明3件ですが、現地に行って申請通りであるか調査してまいりました。 1番目、調査場所は●●●●●●●●、先程3条申請のあった●●さんの所有の畑でございます。367㎡、自宅裏手にある農地です。先程事務局からもありましたが令和元年ごろ譲り受けた農地ですが、その時には既に建物はあったそうです。元の所有者さんに確認を取ってみたところ●●●●での地籍調査時には既に建物が建っていたそうです。また申請者宅裏なので●●さんの幼少期

	の記憶でも建物があつたとのことで、建設時期は分からないとのことでした。資料写真にもありますように、報告通りであることを確認しました。 2番目、●●●●●、●●さん所有の畑です。場所の補足ですが●●●裏の●●●沿いの新しい道から山側に入っていくと、●●●●さんという●●●●●さんがいます。その隣の一段高くなつたような農地です。現地の様子は報告通りなんですが、40年前くらいから耕作しておられず、雑草等が繁茂して申請の通りだったこと確認しました。 3番目、●●●●●、田畑合わせて5筆です。3条で申請のありました●●さん所有の農地です。●●●●●倉庫が建っている所ですが、昭和51年頃倉庫を建築されてその後は宅地として利用されてるそうです。16-4にありますように、申請通りの状況でした。残り4筆はずっと山の奥へずんずん入っていった所の農地なんですけど、ケモノ道等たくさんありまして1人で行くのはやめた方がいいなと思うような場所です。肝心の農地ですが報告では山林化しているとのことでしたが、限りなく山林化に近い原野といった現況でございました。どちらにしても農地として再生は無理だろうと感じまして、報告通りだったことを確認しました。以上3件現地を確認したことを報告いたします。ご審議の程よろしく願います。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。
松田康浩推進委員	推進委員の松田です。先ほど委員さんが報告された通りでございます。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願います。
議長	2番、欠席ですね。3番。
野上推進委員	推進委員の野上でございます。先ほど武藤委員のご説明の通り、全くその通りでございます。ご審議をよろしく願います。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第2号を終わらせていただきます。

事務局	続きまして議事順位第6 報告第3号 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。 1件朗読。 別紙の方ご覧ください。別紙にありますように1件ほど●●●●●●●●より法人報告書の提出がございました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと訂正をお願いします。私の出資の農地の面積が一桁多くなっております。347.2アールということで訂正をお願いします。 只今の報告案件につきまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。 それと私の方からお詫びしとかなないといけないのは、報告が2か月遅れております。すみませんです。色々事務手続きの方不手際で遅れましたことをお詫び申し上げます。よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	無いようでございますので、以上で報告第3号を終わらせていただきます。 それではその他の方に移りたいと思います。農業相談日の結果については1月は予約ございましたので、行っておりません。 以上で議案はすべて終わりましたけれど、委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。はい。
事務局	それでは終わりたいと思います。 互礼。

午後 3 時 0 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

議長_____

署名委員_____

署名委員_____